「令和7年度学校図書館への電子書籍導入等業務」 受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱(以下「要綱」という)第8条第1項の規定に基づき、「令和7年度学校図書館への電子書籍導入等業務」受託候補者をプロポーザル方式により選定するための手続き等について定める。また、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、本プロポーザル実施に必要な事項はこの実施要領に定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準、業務説明資料等により、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

- 第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式は別に定める。
 - (1) 業務実績
 - (2) 当該業務の実施体制
 - (3) 当該業務に関する具体的な提案
 - (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

- 第4条 受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 当該業務の実施体制、実績等
 - (2) 当該業務に関する具体的な提案内容等
 - (3) その他当該業務に必要な事項
- 2 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 3 提案者が1者のみの場合は、当該提案者の提案が最低制限基準(評価の合計得点の6割)以上であることを条件に、委員長は出席した評価委員全員の合意をもって当該提案者を1位の者として決定する。
- 4 特定、非特定に関わらず各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

- 第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。
 - (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会は、委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長教育委員会事務局教育DX推進部長

副委員長 教育委員会事務局学校教育部長

委員 教育委員会事務局教育DX推進課長

教育委員会事務局学校経営支援課長

教育委員会事務局中央図書館企画運営課長

デジタル統括本部デジタル・デザイン室長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

- 第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。
 - (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
 - (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
 - (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
 - (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
 - (5) その他必要な事項

(契約)

第7条 前条までの規定に基づいて実施したプロポーザルによって特定した業者と契約した場合、その翌年度及び翌々年度の「学校図書館への電子書籍導入等業務」にかかる契約については、教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会において、履行年度における業務の実績等をもとに審議したうえで契約の妥当性があると認められた場合には、当該業者と当初契約年度を含む3回を上限に随意契約できるものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。